

特集：労働者派遣法の労働契約申込みみなし制度 Q&A…………… 2

対象違法行為は4つ、該当なら契約申し込んだとみなす

平成24年に成立した改正派遣法における「労働契約申込みみなし制度」が10月1日から施行予定です。施行にあたって、厚生労働省は7月10日に通達を発出しました。特集では、労働契約申込みみなし制度と通達について、弁護士の外井浩志先生にQ&A形式で解説いただきます。

トピックス ◆本年4月から6月に行われた労基則等の改正通達……………28

休憩の自由利用原則の適用除外に家庭的保育者を追加

好評連載 ◆「組合機関誌」から労働問題を「読む！」[17]……………34

全国福祉保育労働組合

ジャーナリスト 吉田典史

◆続・深める！民法・会社法等の基本理解 [4]……………40

民法の危険負担および労基法の相違点を理解する

AVANCE LEGAL GROUP LPC 代表社員・弁護士 片山雅也

◆判例詳解 [166] 特許業務法人事件……………47

能力不足など理由の解雇は権利濫用で無効

実践女子大学非常勤講師 清水弥生

◆税務相談百例 [173]……………56

マイナンバー制度について

税理士 野村浩生

◆全国ハローワーク探訪 [618]……………60

地域とともに～地域の総合的雇用サービス機関を目指して～

島根・雲南公共職業安定所 内田和久

ニュース 額は89万2138円で過去3番目の高水準（経団連・大手企業の夏季賞与・一時金の最終集計）／妥結額4702円、アップ率は1.87%（経団連・中小の賃上げ妥結最終集計）／ポジティブ・アクションに取り組む企業が大幅増（平成26年度雇用均等基本調査（確報））／45.7%が「労働時間を短縮していく」（労働時間管理と効率的な働き方に関する調査）／労働経済指標……………20
 <労働局 NEWS No.28 >……………24

労務相談室 隔週週休2日制の日給バイト／割増の算定基礎額が週により異なるが……………58

編集後記……………64